

石岡市観光協会 新規入会要件

第1条(目的)

本要件は、石岡市観光協会(以下「当協会」という)の会員として適正な事業者を受け入れ、地域観光振興の発展に寄与することを目的とする。

第2条(入会資格)

当協会に入会できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 石岡市内に事業所を有する、または石岡市の観光振興に資する事業を行っている法人・団体・個人事業主
- 観光振興および地域活性化に賛同し、当協会の目的に協力できる者
- 法令および公序良俗を遵守し、健全な事業運営を行っている者
- 反社会的勢力に該当せず、または関与していない者

※石岡市外事業者については、別途定める推薦制度等により審査を行うものとする。

第3条(入会申込)

入会を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

- 入会申込書(所定様式)
- 事業概要が分かる資料(会社案内、パンフレット、Webサイト等)
- 石岡市外事業者の場合:当協会既存会員による推薦書

第4条(審査および承認)

- 入会の可否は、当協会が審査のうえ決定する
- 必要に応じて当協会からヒアリングまたは追加資料の提出を求められることがある
- 審査結果の理由については開示しない場合がある

第5条(会費の納入)

入会承認後、所定の会費を納入することで正式入会とする。

第6条(会員の義務)

会員は次の事項に努めるものとする。

- 当協会事業(イベント・プロモーション等)への積極的な協力
- 観光客に対する適切な対応およびサービス提供
- 当協会の信用および石岡市のイメージを損なわない行動

第 7 条(入会の制限)

次のいずれかに該当する場合は、入会を認めない。

1. 当協会の目的に反する活動を行う恐れがある場合
 2. 過去に重大な法令違反または社会的信用を損なう行為があった場合
 3. その他、当協会が不相当と判断した場合
-